

## 建設工事の前払金の使途拡大に係る特例措置について

平成 28 年 9 月 14 日

国土交通省は、前払金の早期支払いを通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から、時限的な特例措置として、公共工事に係る前払金の使途の範囲を拡大しました。

これに伴い、米子市水道局においても、特例的に次のとおり拡大することとしましたので、お知らせします。

### 1 改正内容

#### 【現行の使途範囲】

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費



#### 【拡大した使途範囲】

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）

（\*注）ただし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の 100 分の 25 となります。

### 2 適用対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものとします。

### 3 契約手続き等

#### ①平成 28 年 9 月 14 日以降に契約を締結する場合

⇒ホームページに掲載した特例措置を適用した標準約款により契約を締結してください。

#### ②平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 13 日までに契約を締結している場合

⇒特例適用対象となりますが、希望する場合は、変更契約を締結する必要がありますので、以下連絡先まで、その旨ご連絡をお願いします。

◇問い合わせ先 総務課 契約管財係

〒683-0008 米子市車尾南二丁目 8 番 1 号

TEL : 0859-32-6119（直通） FAX : 0859-23-3530

e-mail : [suido-soumu@city.yonago.lg.jp](mailto:suido-soumu@city.yonago.lg.jp)